

## もくじ

### 特集：発掘考古資料の指定と活用

#### ■てい談

#### 発掘考古資料の指定と活用

〔田中琢／小林達雄／田辺征夫（司会）〕 4

もとめられる発想の転換 桑原滋郎 14

これからの考古資料 早川智明 16

#### 特色ある美術館・博物館紹介——29

都道府県のページ

#### 観る・創る・学ぶ

—国際的な総合美術館を目指して—

横浜美術館 18

#### 沖縄の素顔をうつす総合博物館

沖縄県立博物館 20

・平成3年度 文化勲章受章者  
文化功労者決定 22

・平成3年度 秋の褒章受章者決まる 24

・平成3年度 秋の勲章受章者決まる 24

・平成3年度 地域文化功労者表彰式行わる 25

・重要無形文化財の追加認定・選定  
保存技術の新選定及び保持者等の認定 28

#### ■ 展覧会紹介

■ 本土復帰20周年記念特別展——海上の道 27

- ・芸術文化振興基金  
ニュース……………29
- ・国立劇場ニュース……………31

#### 表紙写真

(右) 火焰形土器(縄文時代)  
(新潟県笹山遺跡出土、  
十日町市教育委員会)

(左) 丹塗りの土器  
(弥生時代)  
(福岡県七板遺跡出土、  
夜須町教育委員会)

題字デザイン◆桑山弥三郎



てい談

# 発掘考古資料の指定と活用



奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センター長

田中 琢

国学院大学文学部教授

小林 達雄

文化庁美術工芸課主任文化財調査官

田辺 征夫 (司会)

田辺 近年発掘調査がどんどん増えておりまして、膨大な数の発掘考古資料が蓄積されてきております。そういった状況の中で、考古資料の重要な文化財・国宝の指定内容が、徐々に性格を変えつつあります。そこで考古資料のこれからの保存と活用をどうしようかというふうにしていくのかという問題を、ぜひくばらんにご議論いただきたいと思っております。

最初に、考古資料の現状みたいな話から始めていただこうと思いますが、まず、考古資料というのはどういうものかについて田中先生のほうから口火を切ってください。

田中 地面の下から出てくるもの、この頃ですと、古い時代のものだけではなくて、江戸時代の遺跡とか、明治維新の遺跡を掘るようになってきました。そういうものすべてということですから、発掘調査すれば必ず出てくる。発掘調査というのは年間八千件か九千件ぐらいあって、一つの発掘調査で多いところだったら、平箱で何百何千と出ます。それが全部考古資料であり得るわけです。だから膨大な量であることは間違いないですね。

田辺 文化庁のデータでは、全国で保管されている遺物は三百万箱ぐらいに達しているということですよ。

## 考古資料の特徴

小林 考古資料の特徴というと、やはり土中から掘り出されたものという意味と密着しますが、その土地その土地に結びついた学術資料という性質が大きいと思います。いろいろな歴史的な出来事はその土地を舞台として繰り広げられたわけですから、その証拠物件ということになるかと思えます。

田中 もう一つ問題は、「考古資料」は文化財保護法の文化財の第二条の定義でいいますと、「有形文化財」の中に入っています。「有形文化財」というのは、国宝保存法、あるいはもう一つ前の古社寺保存法以来の伝統で、美術工芸的な面が重視されてきたわけです。

そうしますと、「考古資料」には二つの側面があつて、一つは小林さんが言うように、歴史・土地に結びついた「歴史資料」としての学術的な面と、もう一つは造形的にも立派ないいものがたくさんあるという面です。

だから、「考古資料」の問題は、非常にたくさん量をどうするかという大きな問題と、もう一つは文化財として取り扱う時の基本的な視点をどういうふうに持つかということです。学術的な視点というのは一つでなければいけないというものではなくて複数あつてい



田中 琢氏

いわけで、その辺のところをきちっと考える必要が出てきているという感じがします。

### 考古資料の一括指定

小林 その具体的な表れが、「一括指定」ということですね。今、「一括指定」という方針での指定はどの程度進んでいるんですか。

田中 まだまだ量的には多くないんですね。

平成三年六月までの指定総件数四百六十二件のうちおよそ八十件ぐらいが「一括指定」です。それもここ十年ぐらいの間に「一括指定」が増えてきている状況です。

小林 「学術性」という評価内容が加わったということは、いわば縄文文化でも、旧石器文化でも、その後の弥生文化、歴史時代の文化においても、その時代の歴史の一つの出来

事の典型を指定によって明らかにする。これまでは単体としての、造形学的な「物」として扱ってきたものを、歴史の中に位置づけることができてきたという意味では、最近の文化庁の指定のあり方については大いに評価されるべきものと思います。

田中 国宝とか重要文化財というのは、かつて「重要美術品」という名前があったように美術的観点が強いんです。出土した土器やら鉢をいっばい並べておいて、「これが国宝です」と言ったのでは、一般人はなかなかピ



小林達雄氏

ンとこない。専門家でない人が見たら「なんだ、台所の隅っこに落ちていた茶碗と須恵器のかけらとどう違うんですか」というようなものも、重要文化財になり得るというか、しなければいけないものだと思います。そうす



田辺征夫氏

田辺 いちおう十年間で、総数二千三百件の候補物件が挙がってきています。

田中 たった二千三百ですか。

田辺 ええ。その二千三百件というのはむしろすべて重要文化財にすべきものであろうと考えておりますが、そういう意味では、かなり選別してしまっているということではあるんですけども。

田中 そんなのは端から指定したらいいではないですか。

田辺 現状では毎年、平均十件前後の指定です。だから、二千三百件の候補が挙がってきて、このペースでやっていると、二百何十年かかってやっと今まで挙げたものが重文になるかならないかということですからね……。

田中 考え方として、三百万箱のうちに、重

要考古資料があつて、その中から国宝・重要文化財を選ぶ形になるべきなのか、あるいは国宝・重要文化財という概念ではなく、「歴史資料」としての考古資料」という概念を新たにもう少しきちっとくり上げていくのかということがあります。その場合は、指定の事務的なやり方も変わってくると思います。候補件数も二千三百件どころではなく、三百万箱のうちの一割、二十万箱とか三十万箱ですね。実際どうやるかは別にしても、今やその方向が出てこない、これだけの膨大なものに対して対応し切れない状況になりつつあるという気がしますね。

小林 現実にはそれをどう整合させるかということになると、例えばグレードではなく「A種」「B種」というような一つの手だてを考えた方がいいんじゃないかと思いませんか。

### 地方公共団体による指定

田中 その点で、地方公共団体の指定で一括指定の方向はどの程度採られているんですか。

田辺 あまりないですね。

田中 いまだに一品指定、優品指定という方向なんです。それが一括指定の方向に進ん

ると、国宝とか重要文化財について、今の世間の観点とはちよつと違う観点を持ち込んでいかないといけないと思います。

今までの文化財保護行政の中では、「質」の問題でも、何百万箱という「量」の点においても、「考古資料」は間違いなく枠をはみ出しています。

### 重要考古資料の選定

田辺 そういう点では、まず、三百万箱といわれる量の全体像をつかむ必要があるんです。もちろん報告書も出ていますけれども、それですべてではないわけです。それをどうつかむかということで、「重要考古資料の選定をやる」という動きがこの十年ぐらい前からありまして、全国を九ブロックに分けて順次行つてきています。しかも、それは現場が一番よく知っている人たちにお集まりいただいて、最新の情報を入れていただくという会議です。田中 三百万箱の中で、「重要考古資料」というのは何%ぐらいになりますか。その中の一部が国宝とか重要文化財になるわけですね。そうすると、「重要考古資料」をある程度選び出していくことも非常に大事なことです。ぜひやりたい。それは行政的にどう処理するんですか。

でくれば、三千幾つもの市町村が仮に五十ずつしていても、十五万とか二十万という数の指定ができるわけです。そういうものをもっと積極的にやってみよう必要があるでしょう。小林さんの言われた「A種」「B種」というのは、「A種」は全日本的なものにする。これはいい悪いではない。考古資料というのは土地に結びついた地域性を非常によく出しているもので、地域の中における特色をもつものは、都道府県なり市町村の一括指定にする。それを促進するためにも、もうちよつと考古資料の概念をきちつとしてやりたいという感じがします。重要考古資料選定の会議は都道府県・市町村の指定の応援をするのだというぐらゐの考え方でやりたいですね。

小林 確かに都道府県の指定はあまり進んでいませんね。文化庁は、まだ年に十件だけけれども、それでも模範を相対示していると思えます。

実は二千三百件の中身を見ると、それに匹敵するのが毎年数十件ずつ加わっていくんです。二千三百件を一回り見ていつて終わると、その次には既に千件ぐらゐが待っているというのが実情ではないかと思えます。

しかし、この数はそんなに多くない。なぜ多くないかということの多さだけではなくて、実はあるということの多さだけではなくて、実は

考古資料の対象とする時代がものすごく長いからです。今や旧石器時代のほうからいったら二十万年を越えるほどの深みがあつて、それぞれの時代の典型、あるいは地域性の典型とか代表とか、そういうものを拾っていくだけでも相当の数になるわけです。

例えば縄文時代だって、歴史が一万年近くあつて、それが六つの時代に区分されていて、それぞれの時代には更に十以上の細分がある。その細分は便宜的に分けているだけではなくて、それぞれに時代的な内容をもっているわけです。

### 国と地方との協力

田中 おっしゃるように過去の時代を代表するようなものという時に、国と地方公共団体の役割分担みたいなことを将来は当然考えていかなければいけない。その時の一つの視点として、学史的あるいは社会全体がそれをどう受けとめたいかという観点のものは、まず国としてやる。

しかし、かなりの部分は地方自治体にお預けするという事はあると思います。その時に学史的な観点で重要なもの、例えば岩宿遺跡は一括指定しましたが、そういう、時代あるいは土器の型式に名前がついているような



定が落ちるという感覚は、現実の保護行政のあり方と関係しているんです。要するに国のほうで指定すれば、例えば修理にしろ何にしろ一定の援助はされるわけです。国保有にしたら間違いなく国が修理しますよね。ところが、必ずしも地方公共団体はそれについての裏づけがないんです。

国が指定したものは国が100%やるべきでしょうね。逆に地方自治体が考古資料にして修理するという場合に、やはり目に見える形で、たとえ定額補助でもやっただけでいいか、それと裏つけてやらないと、中央と地方という考えから上下の考えになつてしまふ。考古資料なんか特にそうです。地域に結びついていて、その地域から離さないというところで意義を持つものについては、一定のそういうものが欲しいですね。これは考古資料にかこつけて申し上げましたけれども、文化財保護全体のことですね。

小林 まさに都道府県段階で考古資料の指定が進まないという大きな原因の一つは、そこにあるんです。

### 遺跡と切り離せない遺物

田中 ところで考古資料というのは埋蔵文化財で、普通、遺物と呼ばれるものです。それ

は土地に結びついていて、遺跡の一部を構成している。遺跡については、史跡指定を非常に重要な遺跡だからということとやるわけです。そういうところに結びついた遺物、史跡指定した史跡から出土した遺物は全部指定しなければいけないと考えるのか、史跡の付け足し指定にするのか、実はその辺が文化庁で整理されていないんです。それは整理しなければいけない問題だと思います。

田中 今までの重要文化財の指定の考え方からいくと、史跡から出たから指定するという考え方は採りにくいというのが現状ですね。田中 しかし、考古資料として考えたら、これは非常に大事な観点です。小さな石のかけらやら土器のかけらでも、遺跡を構成する遺構・遺物の観点から見たら非常に重要です。もつと考古資料の中へ入れるべきです。学史的なものその他にも一つそういう観点も大事だと思えます。

小林 現に国指定の史跡とその出土品の指定が重複しているのは少ないけれどもありますね。例えば北海道では、旧石器時代の美利河遺跡があります。しかし、重複しないものとしては白滝遺跡があります。縄文時代でも、例えば新潟県の馬高遺跡の場合は、史跡ではあるけれども、物は単体であるというのがありますね。

一括遺物を、国がまず第一段階として選んでいくということです。国が全部やつてくれたら一番いいんですけども、そこはどういう無理です。たつた三人か四人しかいない係官でやるはずがないですからね。

田中 たしかに県指定とか、市指定という形で裾野を広げていただくことがどうしても必要になつてこようかと思えます。

重要考古資料選定の会議の中でも、そういう意図で、ある程度要望したりもしてきておりますが、むしろこれからその辺の姿勢は我々としてももう少し強めていきたいという考えです。

それと指定の基準みたいなものですが、私も、我々として気をつけなければいけないと思つていますが、市、県、国という形がそろつてきた時に、どうしても上下のランクへ勢いいつてしまふような危険があるんです。そこで、国のほうの指定の基準ももちろん大事ですが、同時に県とか市の基準もしっかり持つていただかないといけないのではないかと。そういう意味では、学史的な問題、全国的な視点の問題と地域的な視点の問題をどう整合性を持たせていくかというのが、これから確かに重要なテーマになろうかと思えます。

田中 国のものが重要で、地方公共団体の指

田中 史跡の指定が千五百件ほどですかね。その中で、考古資料になつているものといつたら、本当に少ないですよ。

小林 遺跡と結びつけて遺物を指定するというのは、基準のもう一つの重要な点だということ、ここで確認したいところですね。

田中 一括指定という方向が強まれば強まるほど、ご指摘のような問題にだんだんぶち当たつてきていますので、いずれはその辺の問題をどう解決していくかというのが大きな問題になるかと思えます。ただ、現在の段階では保護行政上の作業として分かれておりますので、やむを得ないところがありますね。

小林 そうですね。実際、重要な遺物を出した遺跡でも、残念ながら壊れてしまったというの、これまた相当数あります。しかし、保存された遺跡が、当然、史跡に値するという評価は、中身を伴って評価されているわけですから、場所だけを評価しておいて、物は知らんふりというのはむしろ不備であつたという気もするんです。

田中 将来の文化財保護のあり方を考えて、それを目指して我々は仕事をするという方向ですよ。そうすると、当然、今のようなくとを重要考古資料選定会議でも議論していくということですね。

重要考古資料選定会議で出てくるものを見

ていますと、一括資料的なのがこの頃かなり多くなってきましたけれども、どうしても学史的あるいは遺跡の構成要素としての遺物という点がちょっと落ちていきます。

## 今後の重要考古資料 選定会議

重要考古資料選定会議は、四、五年で日本じゅうを回るんですか。

田中 九ブロックですから、大体十年近い感じですね。だから、十年たちますとかなりの量ですね。

田中 それはもうちょっと早くやらないといけないですね。だって、毎年ワンワンサワサワ出てくるのに、そんな十年もかかっていたらダメです。五年に一回ぐらい回らなければいけない。そのぐらいのスピードで回して、逆に時代でもいい、特色でもいい、一定のテーマごとに選定したらよい。

というのは、文化庁の考古資料の担当の方たち、あるいは審議会の先生方、専門部会の先生方のご意見を聞いて、こういう方向をはっきりさせようと思ったら、そのテーマでやってこれというやり方もあると思います。これは十年で一回りするからテーマが設定できないんです。二、三年で一回りするのなら、テーマをしょっちゅう変えなければいけない

る通りにランクづけは無理です。しかし、行政的には処理しなければいけない。ですからフィルターをたくさんつくっていくんですね。田中 重要考古資料選定会議もこれまではこちらかというところ、とりあえずリストアップしていくことに重点が置かれていたんですけども、県指定、市町村指定も含めた踏み込んだ考え方について、都道府県、市町村の担当官も交えて深めていく方向を今後とも強めていきたいと思っています。

## 指定の促進を図るか

田中 もう一つ実務的な話をしましょう。今、指定とか選定という仕事は、仕事量として大変なんです。指定の仕事は文化庁の調査官がやっておられるのを見ていて、果たしてこれは調査官の仕事であろうかと思う部分がいっぱいある。員数を勘定したり、写真を撮ったりね。調査官というのは本来専門職で研究職です。ですから、当然、そのもの本質について、歴史資料としての意味づけを正確に把握するのが第一番目です。それがどこにどう保管されているかという仕事は、調査官の仕事ですかね。その辺が意外とネックになって件数が増加しないんです。そういう仕事を請負に出すということはあり得ないんですか。

でしょう。ちょっと忙しいですけども、担当している各県の方たち、あるいは市町村の方たちに、かくあるべきであるという議論も必ずつけ加えながらテーマを設定してやっていくといいですね。

私は、選定会議というのは非常に大事だと思っているんです。東京の霞が関のこんなところに座っていて、日本じゅうが分かるはずないんですから、全国のいろんな関係者の意見を聞くというのはもつと頻繁に行われるべきです。そこから新しい観点も出てくるでしょう。

小林 最初にノミネットされたものから処理していくということも大事なことです。そういうものを超えて、あるいは別の性格のものが出てきたことについて評価を与えることは、一方で一般の人たちに対して、それが例えば縄文文化のものだとすれば、縄文文化のイメージや理解を深める役割を重要文化財そのものがしてくれる面があるわけです。

田中 地方公共団体の方も忙しくて手いっぱいですから、あまりたくさん新しい仕事を押しつけるといけませんので、その辺の調整も考えておいてください。

## 考古資料の選別の仕方

田中 考え方としてはあると思います。

田中 請負といってもちゃんとした、例えば小林達雄先生が発掘したもので、国としても重要文化財にしたいというものがあれば、先生のところの大学院の学生などの協力で、指定の仕様になつた整理をして提出してもらおう。あとは机の上に並べて書類と比較したらいいわけです。そういうシステムを導入しない限り、何百万箱というのは対応し切れないです。これは調査官の仕事としてというか、要するに文化庁の仕事として一番基本的な部分と、端々の部分がゴッチャになってしまっているんです。その辺のことも一方では考えてほしいですね。

小林 その具体化の一つとして、今の遺跡の調査は都道府県とか市町村がやっていますから、都道府県・市町村に補助金を出して、どんどん挙げてもらう形がいいかもしれません。

田中 実務的な部分をうまく処理できるようにすることによって、歴史の資料としての考古資料の保護顕彰をしていく。今、量的に拡大することが必要なんです。

田中 まさにご指摘のとおりで、特に一括指定が増えてきていますので、仕事量自体が膨大になってきています。

田中 その点は、今までの美術工芸品と違うんです。造形的に立派なもので、壺一個指定

小林 都道府県の文化財行政に携わっている方たちは文化財について、これが重要で、これはそれに次ぐもので、これは大したことがないという評価をするのに、大変なためらいというか、むしろ積極的に反対したいという気持ちがないわけではないんです。特に研究の対象として、歴史の産物としてはみんな平等なんだと。評価というのはその時代の時代の文化的風潮によって左右された部分が過去にもあるわけです。

そういう面をいちおう見てきておりますから、物についてグレードをつけるということについての抵抗があつて、むしろ避けて通りたいという部分が少ないからあるのではないかと。そのことについての理解もしてやらないといけないですね。

田中 現実的にいえば、行政的処理をするものできないものもがイヤでもできてくるんですよ。その場合に、どれだけフィルターがたくさんあるかということによって、その辺の問題はかなり解消してくるわけでしょう。市町村レベルで見れば、多い多いといつても、それは市なら多いところもありますけれども、町や村なら、全部指定しておいたつていいわけです。そういうフィルターをいっばいつらなければいかなのでしょうね。歴史資料というのは基本的にそうです。おっしゃ

するというのがあったら、これは調査官が高さから幅から何から何まで定めるようにして調査ができるんです。一括指定はそれが非常に難しいというか、努力としても大変なんです。その辺をどうするかということも一方では考えておかないと、一括指定をやれやれと言っても、現実には年間十件もやるといったらお手上げですね。石器の小さなものをいっばい勘定して、ご苦労さんなことです。(笑)

## 考古資料の保存と保管

田中 ともかく考古資料の現状に対して、指定件数があまりに少ないからもう少し増やす必要があるだろうということですが、ここで基本的なこととして、指定によるメリットは何か、何を目的として指定していくのかというあたりを、今後の方向と絡めてお話しただけたらと思います。

田中 今までの指定というのは、「これは超一級品ですよ」という観点が強過ぎたんです。

しかし、考古資料は、見た目は決してそうでもないけれども、歴史的な資料としての、あるいはその地域を考える上の手がかりとしての重要性という点では、非常に大事なものがたくさんあるんです。今までの顕彰という感覚とはちょっと違うんですね。

一つか二つを大事に抱えているのではなく、平箱に山ほど入ったりしているわけですから、それを指定して、火事だといった時など持つて出るだけでも大騒動です。となりますと、そういうものの保管のための、最終的な始末までどういうふうにやっていくかということが一つ要るでしょうね。博物館、資料館、あるいは収蔵庫の問題と全部表裏一体になってくるのではないですか。だから、「歴史資料としての保存」の観点が大きくかわってくるでしょうね。

小林 それとなぜ指定をしなければいけないか。その意味なんですが、縄文文化とか旧石器文化のそれぞれを代表するものを指定する時、それは実は代表するものを指定して顕彰するためではなくて、なぜ代表なのか、どうしてこういう代表があるのかということを通じて、文化そのものの理解につながるというふうに考えることができるのではないかと思っています。

そういう意味では、文化というのは時代とか地域と密着しているわけですので、それらのことを踏まえて代表を見極めていく。それがその地域のものについて欠け落ちると、例えば弥生時代の文化の理解に欠けるところが出てくる。そういう問題をなるべく埋めていく。そして、そういう資料が増えれば増え

には重要文化財が考古資料としてはまったくない県がたくさんあるわけです。そういう状態では、身近に重要文化財に接することがないわけですから、やはり見る方も特別扱いをしてしまうということがあります。その辺りから打破していかないと、本来の意味での活用までいかないのではないのでしょうか。

田中 考古資料の持っている特性、歴史資料も含めて特性をきちっとつかんでいないから、どうしたって重要文化財といえ、金庫の中で大事にということになる。国が指定するよなものですか、おそろかにしたらいけないことはよく分かりますけれども、もうちょっとアクセスできるような状況に置くことが非常に大事だと思います。

何度も言いますが、重要美術、重要文化財、国宝の概念でいいのかということをお断りしながら、考古資料を取り扱っていただくことが大事だと思います。

例えば、いろんな形で資料館や収蔵庫を国が援助して造りますね。そういう時には、文化財というときと同じ扱いです。しかし、考古資料の場合、本当にすべて総桐の倉庫の中へ入れなければならぬのかどうか。粗末に扱っていいということではないんですが、考古資料は量的に多いですから、それをすべて桐を張ったような部屋に置かなければいけな

るほど、実は文化を理解するのに必要な情報が増えることですから、それは歓迎すべきことだろうと思います。

指定した後の保存、それから活用の問題は、典型的なものを知らしめることによって、地方の自治体も右にならつていい方向をとることができないのではないかと思います。

### 考古資料の活用

田辺 保存と活用という点では、考古学をやっている人間の感覚的な問題で、土の中から掘り出したもの、泥まみれで気楽に扱っていったものが、指定をされて重要文化財になると、途端にひな壇の上に飾られて、気楽にさわれないということがあって、へどうも指定してもらったら困るな」という声以前はけっこう聞かれたんです。

最近の傾向としまして、村おこしとか、町おこしみたいなものと関連して、考古資料の重文指定が歓迎されるという動きが逆に見られるんです。活用という面では新しい方向かなと思ったりもしているんです。

田中 それはけっこうな方向ですけどね。今までの重要文化財・国宝は再生産できないものばかりです。埋蔵文化財も再生産はできません。しかし、発掘という行為はある種の再

いというのは無理です。(笑) 経費的に低価で、しかし安全性は確実に保たれていて、防火設備も整っているというものだったらいわけでしょう。これはランクではないんです。質と量の両方による対応策の違いです。異質なものですから、保存の対応策は違ってきてもいいんです。そういうことを考えるためには、別の考え方が基本的な要るような気がしますね。

### 考古資料と文化の接点

小林 我々はみんなふるさとに対する帰属意識がありますが、山川だけではなくて、文化的なこととか、民俗行事とか、いろいろ帰属意識を強めるようなものがあると思います。そういう中に、今や歴史資料が具体的にに入り込んできています。それが町おこしなどと結びつくことになるのではないかと思います。

例えば「私の生まれ故郷の東山の山麓で耳飾がたくさん出た」という新聞報道などで、それまで東京にいて自分のふるさについて少し無関心だった人に、帰属的な意識が出てくる。そういう効果は、最近、実例として幾つも出てきているのではないかと思います。一方で、それをどう活用するかということについてのアドバイスも、積極的にしてあげ

生産であって、どんどん増えていくわけですから、永遠に増えるでしょう。今、三十万カ所といっている遺跡の中で何%掘りましたかね。まだまだ出てきます。しかも、学術資料的な意味が高い。学術資料というのは手に持つて見なければダメです。

小林 活用しなくちゃね。  
田中 ケースの中で、薄暗い蛍光灯の下で見てもどうにもならない。もちろんだれでも見ていいというわけにいかないけれども、一定の接近の度合いは、いわゆる重要文化財と違うんです。

町や村の人たちにもふれあいの機会として……触れるといっても、本場にさわるといいう意味でなくても、接近の度合いが高いものでなければいけないと思います。

ですから、これは概念的にちょっと違うものです。最終的には保護法の中でも別の項目にして、「一」が「有形文化財」で、「二」ぐらいに「考古資料」と「歴史資料」を別々につくらなければいけないですね。

田辺 後生大事に扱うという感覚は、考古資料だけに限れば、まだまだ指定件数が少ないということも関連しているのではないかと思います。例えば指定考古資料を都道府県別に分けて見ますと、重要文化財なんていうのは県別で一、二件ぐらいの量しかなくて、中

る必要があるのではないかと思います。

田中 その辺は小林さんらしい発想ですね。私のように都会で生まれて、都会で育った人間は帰属意識がないんです。転々としているでしょう。その辺の人たちの人口もまた非常に増えているわけです。

ですから、一方でおっしゃるような帰属意識的なものもありますが、もう一つは日本全体の今までのあり方みたいなものについての関心が非常に高まっている面もあるわけです。そういう面に関しては、都会住民もみんな一緒なんです。一方で、そういうものに対してどう応えていくかということも要るでしょうね。

小林 そういう意味での帰属意識というのは、日本文化に対する自分とのかかわりをどう見つけていって、自分をどう意識するかということだと思えます。

例えば弥生文化でも古墳文化でもないんですが、もう一つその基層文化になるかもしれない縄文文化の中身を知ることによって、文化の中に自分を位置づけていくという作用はあると思います。その時に、そういう文化を読む時のキーワードが重要文化財ということになるのではないのでしょうか。

田辺 本日は、お忙しいところ、いろいろご提案いただきありがとうございます。

編集後記

近年各地域で考古資料の発見が住民の大きな関心を呼んでいるとともに、地域で発掘された考古資料を分かりやすい展示等により活用し、その地域の歴史や文化を視覚的に理解できるようにしている施設が多く設置されている。そして、その中には、大人のみならず、子どもも楽しめるというものもかなりあるようである。

考古資料については、量が膨大であるだけに、その調査、発掘、保存、活用は容易なことではなく、国、都道府県、市区町村間の連携・協力の強化とともに、それぞれにおける予算・人員の充実等、体制の整備が急がれる。

(Y)

「文化庁年報」十二月号

(通巻第二七九号)

平成3年12月25日印刷・発行

編集 文化庁

〒100東京都千代田区霞が関3丁目4番2号

発行所 株式会社 ぎょうせい

本社 〒100東京都千代田区銀座7丁目4番12号

営業所 〒100東京都新宿区西四軒4-1-2

電話 (0)三三六八二二四(代表)

振替口座 東京 九一六二番

印刷所 (株)行政学大全印刷所

■定期購読のお申し込み

本誌のご購読のお申し込みは、直接弊社の本・支社、あるいは最寄りの書店へお申し込みください。

定価一九〇円(本体一八四円)送料四六円  
年間購読料二、二八〇円(税込)

広告の問合せ・申込み先

株式会社 ぎょうせい 営業第二課・宣伝係  
☎ (03) 3269-4145 (ダイヤルイン)

●本誌は、文化庁の編集により発行しておりますが、掲載文は、あくまで個人の責任において、自由に書くことを建前としております。したがって本誌の見解は、文化庁の見解ではありません。

© 1991 printed in Japan